

○下野市男女共同参画推進本部設置要綱

平成 18 年 4 月 7 日

訓令第 92 号

(設置)

第 1 条 本市における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する取り組みを総合的かつ効果的に推進するため、下野市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 男女共同参画社会を実現するための基本的な計画の策定、施策の総合的な推進に関すること。

(2) その他、男女共同参画社会を実現するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には市長を、副本部長には助役を、本部員には収入役、教育長、総務企画部長、市民生活部長、健康福祉部長、経済建設部長、上下水道部長、議会事務局長及び教育次長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第 6 条 推進本部に幹事会を置き、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 男女共同参画社会を実現するための具体的施策の協議及び連絡調整に関すること。

(2) その他、男女共同参画社会を実現するために必要に事項に関すること。

2 幹事会は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって組織する。

3 幹事会に、代表幹事を置き、幹事の互選により選任する。

4 幹事会は、代表幹事が召集し、会議の議長となる。

5 代表幹事に事故があるときは、あらかじめ代表幹事の指名する幹事が、その職務を代理する。

6 代表幹事は、必要があると認めるときは、幹事のうち協議事項に関係する者をもって、会議を開催することができる。

- 7 代表幹事は、会議が終了したときは、その結果を本部長に報告しなければならない。
- 8 前条第2項の規定は、幹事会について準用する。

(部会)

第7条 幹事会に下部組織として、男女共同参画社会の実現に係る事項について、調査、検討等を行うため部会を置く。

- 2 部会は、別表第2に掲げる各課(局)の係長相当職以上にある職員うちから、市長が任命する者をもって組織する。
- 3 部会に、部会長を置き、部会員の互選により選任する。
- 4 部会は、部会長が召集し、会議の議長となる。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員が、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、総務企画部企画財政課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月7日から施行する。

別表第1(第6条関係)

	役職名
1	秘書広報課長
2	総務課長
3	生活課長
4	保険年金課長
5	社会福祉課長
6	児童福祉課長
7	高齢福祉課長
8	健康増進課長
9	産業振興課長
10	学校教育課長
11	生涯学習課長

別表第2(第7条関係)

	課名等
1	秘書広報課
2	総務課
3	企画財政課
4	生活課
5	保険年金課
6	社会福祉課
7	児童福祉課
8	高齢福祉課
9	健康増進課
10	産業振興課
11	学校教育課
12	生涯学習課
13	水道課
14	行政委員会事務局
15	保育園
16	公民館